

市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務
- (2) 業 務 内 容 別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 間 平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 6 月 28 日まで
- (4) 委託料上限額 総額 5,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、年度ごとの委託料の支払い上限額は次のとおりとする。

平成30年度 2,846,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成31年度 3,014,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 担当部署

柏原市 財務部 課税課 市民税係（窓口 17 番）

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号

電話：072-972-6241（直通） FAX：072-971-5089

メールアドレス：zeimu@city.kashiwara.osaka.jp

3 選択方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 10 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）第 2 条第 6 号、第 7 号若しくは第 8 号に規定する者又は同上第 7 号に規定する暴力団の利益になるおそれがない者であること。
- (4) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく労働者派遣事業の登録を受けている事業者であること。
- (7) 直近 2 年分の国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得している者であること。

5 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の(1)ア～シの書類（以下「参加申込書等」という。）を提出すること。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 会社概要（様式 2）

※提案者の企業内容について記載すること。

※会社パンフレット等の添付すること。

ウ 配置予定従事者調書（様式 3）

- エ 業務実績調書（様式４）
- オ 一般労働派遣事業認定書の写し
- カ 優良派遣事業者認定証の写し
- キ IS027001／ISMS 又はプライバシーマークのいずれかの認証資格の写し
- ク 印鑑登録証明書の写し（平成 30 年 6 月 1 日以降に発行のもの。）
- ケ 履歴事項全部証明書の写し（平成 30 年 6 月 1 日以降に発行のもの。）
- コ 直近 2 年分の納税証明書又は法人住民税納税証明書の写し
※柏原市で課税がある場合は、柏原市納税課が発行する納税証明書。
※柏原市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人税住民納税証明書（ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は都税事務所が発行する法人税住民税納税証明書）。
※いずれも平成 30 年 6 月 1 日以降に発行のもの。
- サ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）の写し（平成 30 年 6 月 1 日以降に発行のもの。）
- シ 委任状（様式 9） ※代理人を定める場合のみ

(2) 提出期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）から平成 30 年 9 月 18 日（火）まで
※受付時間は、平日開庁日の 9 時から 17 時 15 分までとする。

(3) 提出方法

持参のみとする。

(4) 提出先

前記 2 の担当部署

(5) 提出部数

- ア 正本 1 部（代表者印押印もの）
- イ 副本 1 部（正本の写し）

※提出書類のア～シの順序で製本し、インデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は平成30年9月21日（金）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書」を通知する。

(7) 結果に関する問い合わせ

参加資格を認められなかった者は、審査結果について、平成30年9月25日（火）17時まで书面（様式自由）にて説明を求めることができる。

6 実施スケジュール

	項 目	期 日 等
1	公告（公募開始）	平成30年9月3日（月）
2	質問受付開始	平成30年9月3日（月）
3	質問受付終了	平成30年9月11日（火）
4	質問回答（最終更新）	平成30年9月13日（木）
5	参加申込の受付締切	平成30年9月18日（火）
6	参加資格の審査	平成30年9月19日（水）
7	参加資格審査の結果通知	平成30年9月21日（金）
8	提案書受付開始	平成30年9月25日（火）
9	提案書受付終了	平成30年10月3日（水）
10	一次審査（書類審査）	平成30年10月4日（木）
11	一次審査結果通知	平成30年10月5日（金）
12	二次審査（プレゼンテーション審査）	平成30年10月15日（月）
13	結果通知	平成30年10月22日（月）
14	契約締結	平成30年11月1日（木）

7 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案すべき内容に関する質問は受け付

けない。

(2) 質問受付終了

平成 30 年 9 月 11 日（火） 17 時 15 分まで

(3) 質問方法

質問書（様式 6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は以下のとおりとすること。

- ・参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問
- ・企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記 2 の担当部署に提出

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにも順次公開し、平成 30 年 9 月 13 日（木）17 時 15 分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び業務仕様書の追加事項又は修正事項とする。

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」とい

う。)は、以下の(1)ア及びイ(以下「企画提案書等」という。)の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式5)

※代表者印の押印を忘れないこと。

※仕様書の目的、業務内容を踏まえ、次のA～Dの事項について具体的な手法や業務の進め方等を記載すること。

- A 派遣労働者に対する支援内容
- B 派遣労働者の質の確保
- C 個人情報保護及び秘密保持に関する対応
- D 業務に従事する派遣労働者の教育実施内容

※提案書はA4縦サイズ(ページ数、モノクロ、カラーは指定しない。)、横書きとする。

イ 見積書(様式7)

※見積書は消費税及び地方消費税を含まない価格(税抜き)とすること。

※派遣労働者1人・1時間あたりの単価を記載した「内訳書」を添付すること。

(2) 提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月3日(水)まで

※受付時間は、平日開庁日の9時から17時15分までとする。

※時間を厳守すること。

(3) 提出方法

持参のみとする。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）

イ 副本 10 部（正本の写し）

ウ CD-R 1 枚（正本を PDF 形式で保存したもの）

※提出書類のア～イの順序で製本し、インデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。

9 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式 8）

(2) 提出期限

- ・参加申込書等提出後から企画提案書等提出前までの辞退

平成 30 年 9 月 20 日（木） 17 時 15 分まで

- ・企画提案書等提出後から一次審査前までの辞退

平成 30 年 10 月 2 日（火） 17 時 15 分まで

※受付時間は、平日開庁日の 9 時から 17 時 15 分までとする。

(3) 提出方法

持参のみとする。

(4) 提出先

前記 2 の担当部署

(5) 提出部数

正本 1 部

10 企画提案書等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、一次審査と二次審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 人以上となった場合は、委員会で協議し、決定するものとする。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、前項 (1) のとおり、審査評価点の満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 一次審査

6 者以上から提案があった場合、平成 30 年 10 月 4 日（木）に一次審査を行い、評価点の高い順に上位 5 者までを二次審査の対象とする。

※提案が 6 者未満の場合、一次審査を行うが、提案者全てを二次審査の対象とする。

ア 審査基準

別紙 1 「市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務一次審査基準」のとおりとする。

イ 結果通知

平成 30 年 10 月 5 日（金）に、一次審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて普通郵便で書面による通知を行う。

ウ 結果に関する問い合わせ

一次審査を通過しなかった提案者は、審査結果について、平成 30 年 10 月 10 日（水）17 時までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

(4) 二次審査

一次審査を通過した提案者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時等

実施日時は平成 30 年 10 月 15 日（月）を予定している。

※実施時間等の詳細については、(3) イの通知と併せて通知する。

イ プレゼンテーション方法

1 提案者あたり概ね 30 分以内とする。（提案時間 20 分以内・質疑応答 10 分以内）
提出した企画提案書等の内容をもとに簡潔に説明すること。

また、提出した企画提案書等の範囲内で様式の異なる資料を配布することは認めるが、新たな企画提案となる資料の配布は認めない。

※説明は、配置予定従事者調書に記載された派遣元責任者が行うこと。

ウ 審査基準

別紙 2 「市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務二次審査基準」のとおりとする。

エ 結果通知

平成 30 年 10 月 22 日（月）に二次審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

オ 結果に関する問い合わせ

二次審査において選定されなかった提案者は、審査結果について、平成 30 年 10 月 25 日（木）17 時までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

カ その他

プロジェクターの使用を可とし、プロジェクターとスクリーンは本市が用意する。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。

ア 前記4の参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合

ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

エ 必要な提出書類が揃っていない場合

オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ 見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が委託料上限額を超える場合

ク 見積書と内訳書が一致しない等、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合

ケ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合

- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、提案した内容は契約書に反映させるものとする。

ただし、提案した内容を契約書に反映できない場合は、次点者を契約の相手方候補者とする場合がある。

- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。

- (8) 審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。